



北の住まいるタウン

誰もが安心して心豊かに住み続けられるまち・地域

北海道

北の住まいるタウン実践ガイドブック 【別冊】支援事業リスト

1 コンパクトなまちづくり

1-1	土地区画整理事業（社会資本整備総合交付金）	…… 1
1-2	市街地再開発事業（社会資本整備総合交付金）	…… 2
1-3	集約都市形成支援事業（コンパクトシティ形成支援事業）	…… 2
1-3-1	立地適正化計画	…… 3
1-4	都市再構築戦略事業（社会資本整備総合交付金）	…… 3
1-5	空間再編賑わい創出事業（社会資本整備総合交付金）	…… 4
1-6	官民連携による地域活性化のための基盤整備推進調査費	…… 4
1-7	集約促進景観・歴史的風致形成推進事業	…… 5
1-8	空き家再生等推進事業（社会資本整備総合交付金）	…… 6
1-9	空き家対策総合支援事業	…… 6
1-10	民間まちづくり活動促進事業	…… 7
1-11	地域住宅計画に基づく事業（社会資本整備総合交付金）	…… 8

2 低炭素化・資源循環

2-1	再生可能エネルギー電気・熱自立的普及促進事業	…… 9
2-2	公共施設等先進的CO ₂ 排出削減対策モデル事業	…… 9
2-3	廃棄物焼却施設の余剰熱を利用した地域低炭素化モデル事業	…… 10
2-4	低炭素型廃棄物処理支援事業	…… 10
2-5	新エネルギー導入調査総合支援事業「地域新エネルギー導入加速化調査支援事業」	…… 11
2-6	新エネルギー導入調査総合支援事業「地熱資源利用促進事業」	…… 11
2-7	地域主体の新エネ導入支援事業「新エネルギー設計支援事業」	…… 12
2-8	地域主体の新エネ導入支援事業「新エネルギー導入支援事業（設備導入支援）」	…… 12
2-9	地域主体の新エネ導入支援事業「新エネルギー導入支援事業（地熱井掘削支援）」	…… 13
2-10	エネルギー地産地消事業化モデル支援事業	…… 13
2-11	地域づくり総合交付金（省エネルギー・新エネルギー振興事業）	…… 14
2-12	循環型社会形成推進交付金事業	…… 14
2-13	食料産業・6次産業化交付金（バイオマス利活用推進事業・バイオマス利活用施設整備事業）	…… 15
2-13-1	バイオマス産業都市	…… 15
2-14	林業・木材産業構造改革事業（木質バイオマス利用促進施設の整備）	…… 16
2-15	林業・木材産業構造改革事業（森林バイオマス等活用施設整備）	…… 17
2-16	合板・製材・集成材生産性向上・品目転換促進対策事業 （森林バイオマス等再利用促進施設整備）	…… 17

3 生活を支える取組

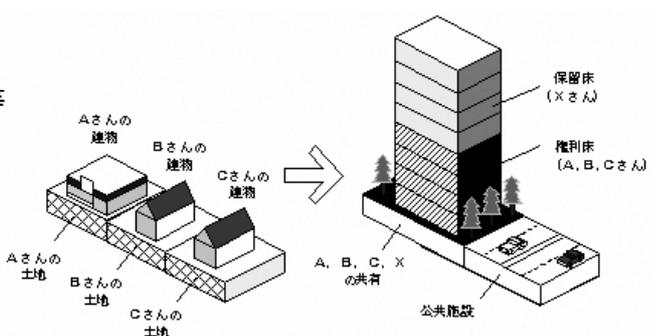
3-1	地域づくり総合交付金（集落維持・活性化促進事業）「集落デマンド交通導入事業」	…… 18
3-2	地域づくり総合交付金（集落維持・活性化促進事業）「集落巡回販売（買物支援）事業」	…… 18
3-3	地域づくり総合交付金（集落維持・活性化促進事業）「集落空き家・空き店舗活用促進事業」	…… 19
3-4	空き店舗を活用したコミュニティビジネス創出加速事業	…… 19
3-5	過疎地域等集落ネットワーク圏形成支援事業	…… 20
3-6	「小さな拠点」を核とした「ふるさと集落生活圏」形成推進事業	…… 20
3-7	バス運行対策・利用促進費	…… 21

4 相談等支援

4-1	国土交通省 PPP サポーター制度	…… 22
4-2	バイオマス利活用エキスパート・アドバイザー派遣事業	…… 22
4-3	地熱・温泉熱アドバイザー派遣事業	…… 23
4-4	エネルギー地産地消スタートアップ支援事業	…… 23
4-5	地域新エネルギー導入アドバイザー制度	…… 23
4-6	外部専門家（地域力創造アドバイザー）制度（地域人材ネット）	…… 24

1 コンパクトなまちづくり

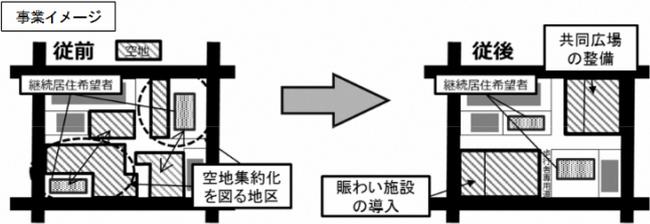
No. 1 - 1	土地区画整理事業（社会資本整備総合交付金）
事業の目的	道路、公園、河川等の公共施設を整備・改善し、土地の区画を整え宅地の利用の増進を図る事業。公共施設が不十分な区域では、地権者からその権利に応じて少しずつ土地を提供してもらい（減歩）、この土地を道路・公園などの公共用地が増える分に充てる他、その一部を売却し事業資金の一部に充てる。
実施主体	個人、土地区画整理組合、区画整理会社、市町村、都道府県、都市再生機構
対象・要件	<p>(1) 土地区画整理補助事業（旧道路整備特別会計） 施行地区内の都市計画道路等を用地買収方式により整備することとして積算した事業費の額を補助限度額として、道路の改築・舗装、建物等の移転補償、調査設計費等に対して支援。</p> <p>(2) 都市再生区画整理事業 都市基盤が脆弱で整備が必要な既成市街地の再生・再構築を行う土地区画整理事業に対して支援。</p> <p>(3) 都市再生整備計画事業（旧まちづくり交付金） 市町村が作成する都市再生整備計画の基幹事業に位置付けることで、土地区画整理補助事業（旧道路特会）、都市再生区画整理事業の実施が可能。 施行地区内に接続する地区外の道路や、高質空間形成施設（歩道、広場の高質化）等、土地区画整理事業に関連する施設の整備が可能。</p> <p>(4) 国庫補助以外の支援（都市開発資金貸付金） 土地区画整理組合、個人施行者、区画整理会社に対し、事業資金、保留地取得資金を無利子で貸付を行う。</p>
補助内容	<p>(1) 交付対象者</p> <p>① 直接補助：都道府県、市町村等、都市再生機構 交付対象者に対し国が直接補助金を交付。</p> <p>② 間接補助：都道府県、指定都市 直接補助事業者（都道府県、指定都市）が間接補助事業者（土地区画整理組合、地方住宅供給公社、区画整理会社、個人施行者、都市再生機構）に対して補助する場合に、国は直接補助事業者を通じ間接的に補助金を交付。</p> <p>(2) 国費率</p> <p>① 土地区画整理補助事業 国費率 6/10 等</p> <p>② 都市再生区画整理事業 国費率 1/2（重点地区）、1/3（重点地区以外）</p>
所管	<p>(国) 国土交通省 都市局 市街地整備課</p> <p>(道) 建設部 まちづくり局 都市環境課</p>
備考	

No. 1 - 2	市街地再開発事業（社会資本整備総合交付金）
事業の目的	都市再開発法に基づき、市街地内の老朽木造建築物が密集している地区等において、細分化された敷地の統合、不燃化された共同建築物の建築、公園、広場、街路等の公共施設の整備等を行うことにより、都市における土地の合理的かつ健全な高度利用と都市機能の更新を図る。
実施主体	個人（第一種 ^(※) のみ施行）、組合（第一種のみ施行）、再開発会社、地方公共団体、都市再生機構等 ^(※) 第一種：権利変換方式による事業（なお第二種は、管理処分方式（用地買収方式）による事業）
対象・要件	<p>■ 交付対象項目（施設建築物及びその敷地の整備に要する費用の一部）</p> <p>(1) 調査設計計画 (2) 土地整備 (3) 共同施設整備 等</p> 
補助内容	補助率 1/3
所管	(国) 国土交通省 都市局 市街地整備課 または 住宅局 市街地建築課 (道) 建設部 まちづくり局 都市環境課 または 住宅局 建築指導課
備考	

No. 1 - 3	集約都市形成支援事業（コンパクトシティ形成支援事業）
事業の目的	コンパクトなまちづくりを推進するため、立地適正化計画の計画策定や、医療、福祉施設等の集約地域への移転促進、移転跡地の都市的土地利用からの転換等に対する支援を行う。
実施主体	地方公共団体
対象・要件	(1) 計画策定の支援 (2) コーディネート支援：専門家の派遣等を通じての支援 (3) 誘導施設等の移転促進の支援：誘導施設等の跡地の除却処分・緑地等整備の支援 (4) 建築物跡地等の適正管理支援
補助内容	直接補助 1/2、間接補助 1/3
所管	(国) 国土交通省 都市局 都市計画課 (道) 建設部 まちづくり局 都市環境課
備考	

No. 1 - 3 - 1	立地適正化計画
事業の目的	持続可能な都市構造への再構築を目指し、人口減少社会に対応したコンパクトシティを実現するために市町村が作成することができる計画。意義や役割として「都市全体を見渡したマスタープラン」「都市計画と民間施設誘導の融合」「市町村の主体性と都道府県の広域調整」「市街地空洞化防止のための新たな選択肢」「時間軸をもったアクションプラン」「都市計画と公共交通の一体化」「まちづくりへの公的不動産の活用」があげられる。
実施主体	市町村
対象・要件	計画を作成することで、計画に位置付けた病院等の都市機能の整備に国の補助金等を活用できる。 ■立地適正化計画に定める事項（必須事項） 立地適正化計画の区域、住宅及び都市機能増進施設の立地の適正化に関する基本的な方針、居住誘導区域、都市機能誘導区域、誘導施設
補助内容	■立地適正化計画に係る予算・金融上の支援措置あり ①計画策定支援（予算措置） ②都市機能誘導区域関連の支援（予算措置、金融措置） ③居住誘導区域関連の支援（予算措置、金融措置） ④立地適正化計画区域内の支援（予算措置）
所管	(国) 国土交通省 都市局 都市計画課 (道) 建設部 まちづくり局 都市計画課
備考	

No. 1 - 4	都市再構築戦略事業（社会資本整備総合交付金）
事業の目的	地方都市の既成市街地において「立地適正化計画」を作成した上で、必要な都市機能（医療・福祉・子育て支援・教育文化・商業等）の整備・維持を支援して地域の中心拠点を形成し、持続可能な都市構造へ再構築を図ることを目的とする。
実施主体	地方公共団体、民間事業者等
対象・要件	(1)人口密度維持タイプ ①中心拠点誘導施設（医療、社会福祉、教育文化、子育て支援施設等） ②連携生活拠点誘導施設（地域交流センター、医療、社会福祉施設等） ③生活拠点誘導施設（医療施設、地域交流センター） (2)高齢社会対応タイプ 高齢者交流拠点誘導施設（高齢者の相互交流や健康増進、生きがい活動を目的とした高齢者が交流する施設）
補助内容	(1)人口密度維持タイプ 事業費の50%。民間事業者による間接交付事業の場合、交付対象事業の範囲が一部限定されるとともに、一定条件の下で民間事業者負担の軽減措置がある。 (2)高齢社会対応タイプ 事業費の40%
所管	(国) 国土交通省 都市局 市街地整備課 (道) 建設部 まちづくり局 都市環境課
備考	

No. 1 - 5	空間再編賑わい創出事業（社会資本整備総合交付金）
事業の目的	地方都市や大都市郊外部を中心に「都市のスポンジ化」が進行し、都市の低密度化や居住環境の悪化によりコンパクトシティ政策の重大な障害となっているため、空き地等を集約し、集約した土地に医療・福祉施設等の誘導を図る。
実施主体	公共施行：都道府県、市町村等、都市再生機構 組合等：土地区画整理組合、地方住宅供給公社、区画整理会社、個人、都市再生機構
対象・要件	都市機能誘導区域における土地区画整理事業において、空き地等を集約し、集約した土地に医療・福祉施設等の誘導施設の整備を図る取組み 
補助内容	(1) 面積要件の引き下げ（2.0ha→0.5ha）による小規模な土地区画整理事業への支援の拡充（社会資本整備交付金（都市再生区画整理事業）、都市開発資金貸付金） (2) 誘導施設を整備すべき区域を定め、当該区域に空き地等を集約化することを可能とする制度の創設（検討中）
所管	（国）国土交通省 都市局 市街地整備課 （道）建設部 まちづくり局 都市環境課
備考	

No. 1 - 6	官民連携による地域活性化のための基盤整備推進調査費
事業の目的	地域の経済団体等の多様な主体と地方公共団体が連携して実施する民間投資誘発効果の高い基盤整備や広域的な地域戦略に資する事業について、基盤整備の構想段階から事業実施段階への円滑かつ速やかな移行を支援する。
実施主体	都道府県、特別区、市町村（一部事務組合及び広域連合を含む）
対象・要件	地方公共団体が民間の事業活動等と一体的に行うことにより、優れた効果の発現や効率性が期待できる国土交通省所管の基盤整備事業（道路、海岸、河川、港湾、都市公園、鉄道、空港等の公共土木施設）の事業化に向けた検討経費を支援対象とする。 (1) 基盤整備にかかる課題の整理や機能検討、概略設計など施設整備の内容に関する調査 (2) PPP/PFI の導入可能性検討など(1)で調査した施設の整備・運営手法に関する調査 なお、PPP/PFI 導入検討の実施適否の確認は、(2)を実施しない案件も含めて全ての応募案件について行うものとする。
補助内容	補助率 1/2
所管	（国）国土交通省 国土政策局 広域地方政策課 （道）建設部まちづくり局 都市環境課
備考	

No. 1 - 7	集約促進景観・歴史的風致形成推進事業
事業の目的	都市における一定規模の人口を確保等するために、景観や歴史文化といった地域資源に着目した魅力ある地域づくりに資する取組への支援とともに、景観まちづくり刷新支援事業と一体的となって、観光地の魅力向上に資するソフト事業に支援を行うことで、地域内外からの人口交流による地域の賑わい等の創出や居住人口の集約を促進させ、地域活性化を図る。
実施主体	地方公共団体、民間事業者等
対象・要件	<p>(1) 対象地域</p> <p>下記の①の区域要件に該当し、かつ②又は③のいずれかに該当する区域</p> <p>(2) 対象事業③及び⑥の事業を実施する場合には③の区域、景観まちづくり刷新支援事業を実施する場合には④に該当する区域</p> <p>① 居住等機能誘導に資する区域（下記のいずれかの地域）</p> <p>ア 居住誘導区域又は都市機能誘導区域（人口密度 40 人/ha）</p> <p>イ 既成市街地内であって、鉄道・地下鉄駅から半径 1km 内又はバス・軌道の停留所から半径 500m内の区域（立地適正化計画未策定都市に限る）</p> <p>ウ 観光資源等を活かして地域活性化を推進する区域（郊外部）</p> <p>② 景観計画区域</p> <p>③ 歴史的風致維持向上計画の重点区域</p> <p>④ 景観まちづくり刷新モデル地区</p> <p>(3) 対象事業（それぞれ対象地域あり）</p> <p>① 景観を阻害する建造物の除却</p> <p>② 景観を阻害する屋外広告物の除却</p> <p>③ 易操作性の消火栓、放水銃等の防火設備の整備</p> <p>④ 景観・歴史的風致形成に向けたデザインルール又はガイドライン等の検討</p> <p>⑤ 景観・歴史的風致形成に向けた住民等の啓発又は合意形成を図るための活動若しくは専門技術者等の人材育成を図るための活動</p> <p>⑥ 景観重要建造物、歴史的風致形成建造物の利活用及びそのためのコーディネート活動</p> <p>⑦ 伝統工法と現代工法の組合せによる歴史的風致形成建造物等のモデル施工</p> <p>⑧ 車両乗り入れ禁止やシェアサイクルなどの導入など景観や歴史的風致を楽しむための社会実験</p> <p>⑨ 景観まちづくりための広報活動</p>
補助内容	<p>(1) 地方公共団体が実施する事業（直接補助）</p> <p>対象事業③は費用の 1/2 以内、その他の事業は費用の 1/3 以内</p> <p>(2) 民間事業者等が実施する事業（間接補助）</p> <p>当該事業に要する費用の 1/3 以内かつ地方公共団体が補助する額の 1/2 以内</p>
所管	(国) 国土交通省 都市局公園緑地・景観課 景観・歴史文化環境整備室 (道) 建設部 まちづくり局 都市環境課
備考	

No. 1 - 8	空き家再生等推進事業（社会資本整備総合交付金）
事業の目的	空き家住宅等の集積が居住環境を阻害し、又は地域活性化を阻害している区域において、居住環境の整備改善及び地域の活性化に資するために、不良住宅、空き家住宅又は空き建築物の除却及び空き家住宅又は空き建築物の活用を行う。社会資本整備総合交付金等の基幹事業。
実施主体	地方公共団体、民間事業者等
対象・要件	(1)対象区域 ①空家等対策特別措置法に基づく「空家等対策計画」を策定している ②空き家住宅等の集積が居住環境を阻害し、又は 地域活性化を阻害しているため、計画的な活用・ 除却を推進すべき区域として地域住宅計画等に定められた区域 (2)除却事業タイプ：不良住宅、空き家住宅又は空き建築物の除却を行う。 ①不良住宅、空き家住宅又は空き建築物の除却等に要する費用 ②不良住宅、空き家住宅又は空き建築物の所有者の特定に要する費用 ③空家等対策計画の策定等に必要空き家住宅等の実態把握に要する費用 (3)活用事業タイプ：空き家住宅又は空き建築物の活用を行う。 ①空き家住宅・ 空き建築物の改修等に要する費用 ②空き家住宅・ 空き建築物の所有者の特定に要する費用 ③空家等対策計画の策定等に必要空き家住宅等の実態把握に要する費用
補助内容	地方公共団体：除却事業 2/5、活用事業 1/2 民間事業者等：除却事業 4/5、活用事業 2/3（但し国費の補助は、地方公共団体の補助の 1/2 以内であること）
所管	(国) 国土交通省 住宅局 住宅総合整備課 (道) 建設部 住宅局 建築指導課
備考	

No. 1 - 9	空き家対策総合支援事業
事業の目的	空家等対策特別措置法に基づく市町村の取組を一層促進するため、民間事業者等と連携した総合的な空き家対策への支援を行う。社会資本整備総合交付金とは別枠で措置。
実施主体	市町村、民間事業者等
対象・要件	(1)対象区域 ①空家等対策特別措置法に基づく「空家等対策計画」を策定している ②空家等対策特別措置法に基づく「協議会」を設置するなど、地域の民間事業者等との連携体制がある。 (2)補助対象事業 空家等対策計画に基づく事業 ①空き家の活用 ②空き家の除却 ③関連する事業（例：周辺建物の外観整備など）
補助内容	市町村：除却事業 2/5、活用事業 1/2 民間事業者等：除却事業 4/5、活用事業 2/3（但し国費の補助は、地方公共団体の補助の 1/2 以内であること）
所管	(国) 国土交通省 住宅局 住宅総合整備課 (道) 建設部 住宅局 建築指導課
備考	

No.1-10	民間まちづくり活動促進事業
事業の目的	民間の担い手が主体となったまちづくり計画・協定に基づく施設整備等を含む社会実験・実証事業等や、先進団体が実施する、これから民間まちづくり活動に取り組もうとする者に対する普及啓発事業を支援することにより、快適な都市空間の形成・維持、国際競争力の向上、住民等の地域への愛着、地域活力の向上や整備・管理に係るコストの縮減を通じた持続可能なまちづくりの実現と定着を図ることを目的としている。
実施主体	(1) 社会実験・実証実験 都市再生推進法人、法定協議会、民間事業者等 (2) 普及啓発事業 都市再生推進法人、法定協議会、地方公共団体、大学、民間事業者等 (3) 地方再生コンパクトシティ（仮称）のモデル都市への支援 「地方再生コンパクトシティ」のモデル都市に選定された都市
対象・要件	(1) 社会実験・実証実験 国土交通大臣の同意を得た民間まちづくり計画に基づく、民間の担い手が主体となった都市施設の整備・管理の本格実施に先立ち必要な社会実験、実証事業又は意識啓発等のソフト活動 (2) 普及啓発事業 民間まちづくり活動における先進団体が持つ継続的なまちづくり活動のノウハウなどを他団体に普及啓発するために行う事業 (3) 地方再生コンパクトシティ（仮称）のモデル都市への支援 当省と内閣府が連携し、「地方再生コンパクトシティ」のモデル都市に選定された都市に対し、本事業を含め、ハード・ソフト両面から重点的な支援を行う
補助内容	(1) 社会実験・実証実験 直接補助 法定協議会 補助率1/2以内(かつ地方公共団体負担額以内) 間接補助 民間事業者等 補助率1/3以内(かつ地方公共団体負担額の1/2以内) (2) 普及啓発事業 直接補助 補助対象経費の全額で、予算の範囲内 (3) 地方再生コンパクトシティ（仮称）のモデル都市への支援 ハード・ソフト両面から支援
所管	(国) 国土交通省 都市局 まちづくり推進課 官民連携推進室 (道) 建設部 まちづくり局 都市環境課
備考	

No. 1 - 1 1	地域住宅計画に基づく事業（社会資本整備総合交付金）
事業の目的	地方公共団体が主体となり、公営住宅の建設や面的な居住環境整備など地域における住宅政策を自主性と創意工夫を活かしながら総合的かつ計画的に推進
実施主体	地方公共団体、又は地域住宅協議会
対象・要件	<p>■交付対象事業</p> <p>(1) 基幹事業</p> <p>地域住宅計画に基づく事業</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 公営住宅等整備事業 ・ 地域優良賃貸住宅整備事業 ・ 公営住宅等ストック総合改善事業 ・ 住宅確保要配慮者専用賃貸住宅改修事業 ・ 住宅地区改良事業等 ・ 市街地再開発事業 ・ 優良建築物等整備事業 ・ 住宅市街地総合整備事業 ・ 都心共同住宅供給事業 ・ 住宅市街地基盤整備事業 ・ 住宅・建築物安全ストック形成事業 ・ 公的賃貸住宅家賃低廉化事業 ・ 災害公営住宅家賃低廉化事業 ・ 地域住宅政策推進事業（地域住宅特措法に基づく提案事業） <p>(2) 関連社会資本整備事業</p> <p>基幹事業と一体的に実施することが必要な社会資本整備事業</p> <p>公的賃貸住宅の整備事業 ※H29年度より独自住宅は対象外</p> <p>(3) 効果促進事業</p> <p>基幹事業と一体となってその効果を一層高めるために必要な事業等</p> <div data-bbox="384 1173 1406 1765" style="border: 1px solid black; padding: 10px; text-align: center;"> </div>
補助内容	交付金算定対象事業費の概ね45%を助成
所管	(国) 国土交通省 住宅局 住宅総合整備課 (道) 建設部 住宅局 建築指導課、住宅課
備考	

2 低炭素化・資源循環

No. 2 - 1	再生可能エネルギー電気・熱自立的普及促進事業
事業の目的	地域における再生可能エネルギー普及・拡大の妨げとなっている課題への対応の仕組みを備え、かつ二酸化炭素の削減に係る費用対効果の高い取組に対し、再生可能エネルギー設備を導入する事業等に要する経費に対して補助金を交付することにより、再生可能エネルギーの自立的普及を促進し、もって地球温暖化対策計画に掲げる温室効果ガス削減目標の達成への貢献を通じた低炭素社会の実現に資することを目的とする。
実施主体	地方公共団体、民間事業者等
対象・要件	<p>■交付対象事業（以下「実行計画等（※3）事業」）</p> <p>①地方公共団体実行計画（※1）（以下「実行計画」）に位置付けられた施策</p> <p>②地方公共団体が実行計画への位置づけを検討している施策</p> <p>③実行計画に準ずる計画（※2）に位置付けられた施策</p> <p>④その他、地方公共団体が策定した他の計画に位置付けられた施策</p> <p>（地球温暖化対策の推進に関する法律第21条に掲げる要件を全て満たす必要はなく、例えば地方公共団体の総合戦略のようなものでも可）</p> <p>※1 地球温暖化対策の推進に関する法律（以下「温対法」）第21条第1項及び第3項の規定による計画。</p> <p>※2 実行計画以外の計画で、温対法第21条に掲げる要件を全て満たす計画。</p> <p>※3 実行計画等とは、事務事業編、区域施策編、上記※2の計画を指す。</p> <p>申請者が地方公共団体の場合は①～③、地方公共団体以外の場合は①～④</p>
補助内容	補助率 1/3、1/2、2/3 （支援事業メニューにより変化）
所管	（国）環境省 総合環境政策統括官グループ 環境計画課 低炭素地域づくり事業推進室 （道）－
備考	

No. 2 - 2	公共施設等先進的CO₂排出削減対策モデル事業
事業の目的	公共施設等で再生可能エネルギーを活用した自立・分散型エネルギーシステムを構築し、併せて省エネ改修等を行った上でエネルギー需給の最適化を行うことにより、地区を超えた地域全体でCO ₂ 削減対策の促進に資する。
実施主体	地方公共団体、民間事業者等
対象・要件	再生可能エネルギー等を活用し、災害時等においても自立的に電力を供給・消費できる低炭素なエネルギーシステム及びその制御技術（需要の制御を含む）等の技術実証を行う事業。
補助内容	補助率 2/3
所管	（国）環境省 地球環境局 地球温暖化対策課 地球温暖化対策事業室 （道）－
備考	

No. 2 - 3	廃棄物焼却施設の余剰熱を利用した地域低炭素化モデル事業
事業の目的	エネルギー起源二酸化炭素の排出の抑制のための事業を実施する事業者に対し、事業実施に必要な経費の一部を国が補助することにより、地球環境の保全に資することを目的とする。
実施主体	地方公共団体、民間事業者（廃棄物処理業者）等
対象・要件	(1) 廃棄物焼却施設からの余剰等の有効活用に係る実現可能性調査 (2) 廃棄物焼却施設からの余剰等の有効活用に係る設備等導入補助
補助内容	(1) 定額補助、(2) 補助率 1/2
所管	(国) 環境省 環境再生・資源循環局 廃棄物適正処理推進課 (道) -
備考	

No. 2 - 4	低炭素型廃棄物処理支援事業
事業の目的	高効率な廃棄物熱回収や廃棄物燃料製造の廃棄物処理に係るエネルギー利用施設の整備を実施する民間企業等の事業者に対し、事業実施に必要な経費の一部を補助することにより、地球環境の保全及び循環型社会の形成に資することを目的としている。
実施主体	地方公共団体、民間事業者等
対象・要件	(1) 廃棄物処理業低炭素化促進事業 ① 事業計画策定支援 廃棄物由来エネルギー（電気・熱・燃料）を、廃棄物の排出者及びエネルギーの利用者等と協力して用いる事業に係る事業計画の策定を支援 ② 低炭素型設備等導入支援 ア 廃棄物処理に伴う廃熱を有効利用する施設の設置 イ 廃棄物由来燃料製造施設（油化・メタン化・RPF化等） ウ 廃棄物処理施設の省エネ化及び廃棄物収集運搬車の低燃費化 (2) 地域循環圏・エコタウン低炭素化促進事業 地域の資源循環の高度化及び低炭素化に資する地方公共団体のFS調査、民間事業者（地方公共団体と連携し、廃棄物の3Rを検討する者）の事業計画策定を支援
補助内容	民間事業者 (1) ①2/3、②1/3、(2) 1/2 地方公共団体 (2) 定額
所管	(国) 環境省 大臣官房 破棄物・リサイクル対策部 産業廃棄物課 ※ (公社) 廃棄物・3R 研究財団 (道) -
備考	

No. 2 - 5	新エネルギー導入調査総合支援事業「地域新エネルギー導入加速化調査支援事業」
事業の目的	地域に賦存するエネルギー資源を活かした新エネルギーの導入を促進するため、市町村が策定している新エネビジョン等に基づいた導入可能性調査等に対して支援を行う。
実施主体	(1) 市町村 (2) 市町村（複数の市町村を含む）及び法人、任意団体その他知事が適当と認めた者を構成員とする共同体（コンソーシアム）
対象・要件	新エネビジョン等に基づく、事業実施可能性調査（FS 調査）、実証実験等 ■事業例 ① バイオガスプラントの建設に向けたポテンシャル調査 ② 中小水力発電設備の導入のための事業可能性調査 ③ 温泉排熱を活用した農業用ハウス栽培の熱源としての利用可能性調査 など
補助内容	補助率 1/2 以内（上限 300 万円）
所管	（国）－ （道）経済部 産業振興局 環境・エネルギー室
備考	

No. 2 - 6	新エネルギー導入調査総合支援事業「地熱資源利用促進事業」
事業の目的	地域に賦存する地熱や温泉熱資源の有効活用を図るため、地域が行う温泉熱利用・小規模地熱発電を目的とした地熱資源の調査に対して支援を行う。
実施主体	市町村（複数の市町村を含む）及び法人、任意団体その他知事が適当と認めた者を構成員とする共同体（コンソーシアム）
対象・要件	地熱井等調査補助 地域資源を地域振興に活用する取組の促進を図るため、地域振興に資する発電や熱利用を目的として行う地熱井等の調査
補助内容	地熱井等調査補助 補助率 2/3 以内（上限 1,200 万円）
所管	（国）－ （道）経済部 産業振興局 環境・エネルギー室
備考	

No. 2 - 7	地域主体の新エネ導入支援事業「新エネルギー設計支援事業」
事業の目的	地域における新エネルギーの導入促進を図るため、市町村が策定している新エネルギー導入拡大のための計画等に基づいた新エネルギー設備の導入を前提とした設計に対して支援する。
実施主体	(1) 市町村 (2) 市町村（複数の市町村を含む）及び法人、任意団体その他知事が適当と認めた者を構成員とする共同体（コンソーシアム）
対象・要件	新エネルギー設備の導入を前提とした設備の設計及びその設計に要する調査事業 ■対象事業例 ① バイオガスプラントの建設に向けた設計 ② 中小水力発電設備の設計 ③ 温泉排熱を活用した農業用ハウス及びその配管等の設計 など
補助内容	補助率 1/2 以内（上限 500 万円）
所管	（国）－ （道） 経済部 産業振興局 環境・エネルギー室 ※北海道新エネルギー導入加速化基金
備考	

No. 2 - 8	地域主体の新エネ導入支援事業「新エネルギー導入支援事業（設備導入支援）」
事業の目的	エネルギー地産地消に向け、市町村等が取り組む地域経済の活性化や雇用などへの波及効果が高い、地域のエネルギー資源を活用した設備導入を支援する。
実施主体	(1) 市町村 (2) 市町村（複数の市町村を含む）及び法人、任意団体その他知事が適当と認めた者を構成員とする共同体（コンソーシアム）
対象・要件	地域経済の活性化や地域振興への波及効果の高い新エネルギー設備の導入事業
補助内容	補助対象経費の 1/2 以内（上限 5,000 万円）
所管	（国）－ （道） 経済部 産業振興局 環境・エネルギー室 ※北海道新エネルギー導入加速化基金
備考	

No. 2 - 9	地域主体の新エネ導入支援事業「新エネルギー導入支援事業（地熱井掘削支援）」
事業の目的	地域に賦存する地熱資源の有効活用を図り地域振興に資するため、地域が行う小規模地熱発電や熱利用を目的とした地熱井の掘削に対して支援する。
実施主体	(1) 市町村 (2) 市町村（複数の市町村を含む）及び法人、任意団体その他知事が適当と認めた者を構成員とする共同体（コンソーシアム）
対象・要件	地域に賦存する地熱資源の有効活用を図り地域振興に資するための地熱井の掘削
補助内容	補助率 2/3 以内（上限 5,000 万円）
所管	（国）－ （道） 経済部 産業振興局 環境・エネルギー室 ※北海道新エネルギー導入加速化基金
備考	

No. 2 - 10	エネルギー地産地消事業化モデル支援事業
事業の目的	地域における先駆的なエネルギーの地産地消のモデルとなる取組に対し、システムの検討、設計段階から事業化まで一貫して最大 5 年間（H30 認定分は、最大 4 年間）の支援を行う。
実施主体	(1) 市町村 (2) 市町村（複数の市町村を含む）及び法人、任意団体その他知事が適当と認めた者を構成員とする共同体（コンソーシアム）
対象・要件	地域のエネルギー活用に向けた自治体等の計画・構想などに沿った以下の事業 (1) 地域の有するエネルギー資源を活用し、地域で消費する事業 (2) 街区や大型施設においてエネルギーの効率的利用を行う事業
補助内容	<H30 年度追加募集分>事業期間：最長 4 力年 補助率：定額（10/10 以内） 上限額：1.25 億円に事業計画の年度数を乗じた額
所管	（国）－ （道） 経済部 産業振興局 環境・エネルギー室 ※北海道新エネルギー導入加速化基金
備考	

No.2-11	地域づくり総合交付金（省エネルギー・新エネルギー振興事業）
事業の目的	地域の創意と主体性に基づく地域の特性や優位性を生かした取組の促進を図るため、市町村等が地域課題の解決や地域活性化を目的として取り組む各種事業に要する経費について交付金を交付する。
実施主体	市町村、一部事務組合及び広域連合並びに複数の市町村で構成する協議会等。ただし、ソフト系事業においては、これらに加え、総合振興局長・振興局長が適当と認める者を対象とする。
対象・要件	(1)ハード系事業～新エネルギー等開発利用施設整備事業 ①北海道省エネルギー・新エネルギー促進条例第2条第2号に規定する新エネルギー及び天然ガスが対象 ②対象範囲は、原則として公共用施設に導入する開発利用施設 ③新エネルギー等の開発及び利用施設の整備に直接必要な経費が対象 (2)ソフト系事業～省エネルギー・新エネルギー促進事業 ①北海道省エネルギー・新エネルギー促進条例第2条第1号で定める「省エネルギー」及び第2号で定める「新エネルギー」の導入を促進する事業が対象
補助内容	交付率 1/2 以内
所管	(国) ー (道) 総合政策部 地域振興局 地域政策課 各総合振興局・振興局の地域政策課又は商工労働観光課
備考	

No.2-12	循環型社会形成推進交付金事業
事業の目的	廃棄物の3R（リデュース、リユース、リサイクル）を総合的に推進するため、広域的かつ総合的に廃棄物処理・リサイクル施設整備を計画（循環型社会形成推進地域計画）し、計画に位置付けられた施設整備に対し交付金を交付する。
実施主体	市町村
対象・要件	■交付対象施設 ①マテリアルリサイクル推進施設 （不燃物、プラスチック等の資源化施設、ストックヤード 等） ②エネルギー回収型廃棄物処理施設 （ごみ発電施設、熱回収施設、バイオガス化施設 等） ③有機性廃棄物リサイクル推進施設（し尿・生ごみ等の資源化施設） ④浄化槽 ⑤最終処分場 ⑥既設の廃棄物処理施設の基幹的設備改良事業 ⑦廃棄物処理施設における長寿命化計画策定支援事業
補助内容	交付対象経費の1/3。ただし、高効率ごみ発電施設等の一部の先進的な施設については1/2。
所管	(国) 環境省 環境再生・資源循環局 廃棄物適正処理推進課 (道) 環境生活部 環境局 循環型社会推進課
備考	

No.2-13	食料産業・6次産業化交付金（バイオマス利活用推進事業・バイオマス利活用施設整備事業）
事業の目的	地域の特色を活かしたバイオマス産業を軸とした環境にやさしく災害に強いまちづくり・むらづくりを目指すバイオマス産業都市の実現に向けた取組の支援を行う。
実施主体	地方公共団体、民間団体等
対象・要件	(1)バイオマス利活用推進事業 バイオマス産業都市構想に位置づけられた事業化プロジェクトの推進に必要な調査・設計等を支援。 (2)バイオマス利活用施設整備事業 プロジェクトの推進に必要な施設整備を支援。 ①地域波及モデル施設整備 ②新たな実用化技術を活用した施設整備
補助内容	(1)バイオマス利活用推進事業 補助率 1/2 以内 (2)地域バイオマス利活用施設整備事業 ・地域波及モデル施設 補助率 1/3 以内 ・新たな実用化技術を活用した施設 補助率 1/2 以内
所管	(国) 農林水産省 食料産業局 バイオマス循環資源課 (道) 環境生活部 環境局 気候変動対策課
備考	

No.2-13-1	バイオマス産業都市
事業の目的	経済性が確保された一貫システムを構築し、地域の特色を活かしたバイオマス産業を軸とした環境にやさしく災害に強いまち・むらづくりを目指す地域であり、関係7府省が共同で選定。(内閣府、総務省、文部科学省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省)
実施主体	(1)市町村（単独又は複数） (2)市町村（単独又は複数）と当該市町村が属する都道府県の共同体 (3)(1)又は(2)と民間団体等（単独又は複数）との共同体
対象・要件	(1)バイオマス産業都市構想の作成 (目指すべき将来像・目標、事業化プロジェクト、地域波及効果、実施体制等) (2)バイオマス産業都市選定委員会による審査・ヒアリング・推薦案の決定 メンバー：バイオマス、環境、エネルギー、投資・金融等の専門家で構成 評価の視点：①先導性、②実現可能性、③地域波及効果、④実施体制
補助内容	■関係府省による連携支援（事業化プロジェクト） バイオマス産業都市関係府省連絡会議を活用しながら、構想の内容に応じて、関係7府省の施策の活用、各種制度・規制面での相談・助言などを含めた支援を行う。※関係府省の施策の活用には、別途当該府省の審査・採択が必要。
所管	(国) 農林水産省 食料産業局バイオマス循環資源課 (道) 環境生活部 環境局 気候変動対策課
備考	

No.2-14	林業・木材産業構造改革事業（木質バイオマス利用促進施設の整備）
事業の目的	林地未利用材や製材端材等のエネルギー利用を図るため、収集、運搬の効率化に資する機材等の整備、林地未利用材等を燃料又は製品の原料として活用するために必要な施設及び公共施設等において木質バイオマスを燃料として利用するために必要な施設の整備を支援する。
実施主体	(1) 下記の対象事業のうち① 市町村、森林組合、森林組合連合会、林業者等の組織する団体、木材関連業者等の組織する団体、PFI事業者、民間事業者（地域に賦存する木質バイオマスの総合的利活用に取り組む地域において実施する場合、地域材を利用するために森林所有者等と木質バイオマスの安定取引協定等を締結する場合に限る。） (2) 下記の対象事業のうち② ①の対象者に加え、地方公共団体等が出資する法人 (3) 下記の対象事業のうち③ ②の対象者に加え、農業協同組合、農業協同組合連合会、農事組合法人、漁業協同組合、漁業協同組合連合会、社会福祉法人及び一部事務組合
対象・要件	(1) 対象事業 ① 林地未利用材等の収集・運搬の効率化に資する機材等（移動式木材破碎装置等）の整備 ② 林地未利用材等をバイオマスエネルギー又は製品の原料として活用するために必要な施設（バイオマス発電施設（電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法第6条の再生可能エネルギー発電施設の対象となる発電施設本体を除く）、熱供給施設、ペレット製造施設、木材成分抽出利用施設）の整備 ③ 公共施設等において木質バイオマスを燃料として利用するために必要な施設の整備 (2) 採択基準（主なもの） ① 受益範囲において、木質バイオマス利用量の目標が道の目標数値の伸び率以上であること ② 施設の規模、性能等は受益範囲、利用計画からみて適切なものであること ③ 木質バイオマス資源の利用促進に資するもので、先進的かつモデル的な全国への波及効果が高い施設とすること ④ 地域に賦存する木質バイオマスの総合的かつ計画的な利活用のために必要な施設又は木質バイオマスの安定取引協定（年間5千m ³ 以上かつ5年以上）に基づく施設であること
補助内容	補助率 1/2～1/3 以内
所管	(国) 林野庁 林政部 木材利用課 (道) 水産林務部 林務局 林業木材課
備考	

No.2-15	林業・木材産業構造改革事業（森林バイオマス等活用施設整備）
事業の目的	森林及び木材の加工工程などで発生する木質系バイオマス等を活用するために必要な施設の整備を行い、木質資源の循環利用の推進を図る。
実施主体	(1) 下記の対象事業のうち① 市町村、森林組合、生産森林組合、森林組合連合会、林業者等の組織する法人、地方公共団体等が出資する法人、地域材を利用する団体、木材関連業者等の組織する団体 (2) 下記の対象事業のうち② 上記（1）の対象者の市町村以外
対象・要件	(1) 対象事業 ① 森林バイオマス再利用促進施設（チップパー、オガ粉製造施設等）の整備 ② 木質エネルギー等利用促進施設（木質資源利用ボイラー施設等）の整備 (2) 採択基準（主なもの） ① 受益範囲において、木質バイオマスの利用量若しくは地域材の利用量等の目標が都道府県の目標値の伸び率以上であること ② 広域流通構想等の目標達成に資する施設となっていること ③ 施設の規模、性能等は、受益範囲、利用計画等からみて適切なものとする ④ 対象事業のうち②については、以下のいずれかを満たしていること ア 既存又は新設の製材施設等と密接な関連を持った施設の整備であること イ 地域における林産物の生産・加工・流通等と密接な関連を持った施設の整備であること
補助内容	補助率 1/2 以内
所管	(国) 林野庁 林政部 木材産業課 (道) 水産林務部 林務局 林業木材課
備考	

No.2-16	合板・製材・集成材生産性向上・品目転換促進対策事業（森林バイオマス等再利用促進施設整備）
事業の目的	森林及び木材の加工工程などで発生する木質系バイオマス等を活用するために必要な施設の整備を行い、木質資源の循環利用の推進を図る。
実施主体	市町村、森林組合、生産森林組合、森林組合連合会、林業者等の組織する団体、地方公共団体等の出資する法人、木材関連業者等の組織する団体、地域材を利用する法人であって体質強化計画に明記された事業主体
対象・要件	(1) 対象事業 森林及び木材の加工工程等で発生する伐根や枝条、工場残材などを原料とした炭化施設、オガ粉製造施設、有機質飼料生産施設等の整備を補助の対象とする。 (2) 採択基準（主なもの） ① 受益範囲において、間伐材等利用量の目標が道の目標数値の伸び率以上であること ② 施設の規模、性能等が受益範囲、利用計画等からみて適切なものであること ③ 整備する施設は、都道府県知事が定めた体質強化計画に即している者と認められるものであり、かつ、林業の成長産業化に資すると認められるものであること
補助内容	補助率 1/2 以内
所管	(国) 林野庁 林政部 木材利用課 (道) 水産林務部 林務局 林業木材課
備考	

3 生活を支える取組

No.3-1	地域づくり総合交付金（集落維持・活性化促進事業） 「集落デマンド交通導入事業」
事業の目的	地域の創意と主体性に基づく地域の特性や優位性を生かした取組の促進を図るため、市町村等が地域課題の解決や地域活性化を目的として取り組む各種事業に要する経費について交付金を交付する。
実施主体	(1)市町村、一部事務組合及び広域連合 (2)複数市町村で構成する協議会等（ソフト事業に限る） (3)非営利団体のうち、総合振興局長・振興局長が適当と認める者（市町村が補助する者に限る）
対象・要件	(1)集落の課題解決のため実施するデマンド交通導入のための施設整備事業（ハード事業） 車両購入費、配車システム導入経費 (2)集落の課題解決のためデマンド交通を新たに実施する事業（ソフト事業） 賃金（本事業の実施に限定して雇用する者の経費に限る）、備品購入費など ※国又は道の他の補助金等の交付対象となる事業を除く
補助内容	交付率 1/2 以内
所管	（国）－ （道）総合政策部 地域振興局 地域政策課 又は各総合振興局・振興局 地域創生部 地域政策課
備考	

No.3-2	地域づくり総合交付金（集落維持・活性化促進事業） 「集落巡回販売（買物支援）事業」
事業の目的	地域の創意と主体性に基づく地域の特性や優位性を生かした取組の促進を図るため、市町村等が地域課題の解決や地域活性化を目的として取り組む各種事業に要する経費について交付金を交付する。
実施主体	(1)市町村、一部事務組合及び広域連合 (2)複数市町村で構成する協議会等（ソフト事業に限る） (3)非営利団体のうち、総合振興局長・振興局長が適当と認める者（市町村が補助する者に限る）
対象・要件	(1)集落の課題解決のため実施する移動販売のための施設整備事業（ハード事業） 車両購入費 (2)集落の課題解決のため移動販売を新たに実施する事業（ソフト事業） 賃金（本事業の実施に限定して雇用する者の経費に限る）、備品購入費など ※国又は道の他の補助金等の交付対象となる事業を除く
補助内容	交付率 1/2 以内
所管	（国）－ （道）総合政策部 地域振興局 地域政策課 又は各総合振興局・振興局 地域創生部 地域政策課
備考	

No.3-3	地域づくり総合交付金（集落維持・活性化促進事業） 「集落空き家・空き店舗活用促進事業」
事業の目的	地域の創意と主体性に基づく地域の特性や優位性を生かした取組の促進を図るため、市町村等が地域課題の解決や地域活性化を目的として取り組む各種事業に要する経費について交付金を交付する。
実施主体	市町村、一部事務組合及び広域連合
対象・要件	(1)対象となる事業 集落の課題解決のため、空き家、空き店舗等を活用し、集落デマンド交通導入事業、集落巡回販売事業等の事務所等、集落支援員又は地域おこし協力隊の詰所として整備する事業など (2)交付対象 ①空き家、空き店舗の購入経費 ②空き家、空き店舗を改修又は補修する事業（地方債の適債事業（ハード系事業）でない事業であって、初回の改修又は補修に限る）
補助内容	交付率 1/2 以内
所管	(国) - (道) 総合政策部 地域振興局 地域政策課 又は各総合振興局・振興局 地域創生部 地域政策課
備考	

No.3-4	空き店舗を活用したコミュニティビジネス創出加速事業
事業の目的	人口減少社会を視野に入れた地域商業の活性化に向け、コミュニティビジネス創出に向けた検討とともに、空き店舗を活用したコミュニティ拠点づくりの取組を支援する。
実施主体	商工団体等（市町村、商店街振興組合、商工会、NPO法人、民間事業者など）
対象・要件	(1)コミュニティビジネス創出検討事業 専門家によるアドバイス、実証実験等のトライアル事業など (2)コミュニティ拠点整備事業 空き店舗の改装、開業に向けた事前周知活動など
補助内容	(1)コミュニティビジネス創出検討事業 補助率 1/2 以内、限度額 500 千円 (2)コミュニティ拠点整備事業 補助率 1/2 以内、限度額 1,000 千円
所管	(国) 内閣府 ※地域創生推進交付金 (道) 経済部 地域経済局 中小企業課
備考	

No. 3 - 5	過疎地域等集落ネットワーク圏形成支援事業
事業の目的	過疎集落等において深刻化する喫緊の課題に対応するため、基幹集落を中心として、周辺の集落との間で「集落ネットワーク圏」を形成し、生活の営み（日常生活支援機能）を確保するとともに、生産の営み（地域産業）を振興するために「地域運営組織等」が行う取組を国が支援することにより、継続的な集落の維持・活性化を図る。
実施主体	地域運営組織等（地域住民自らが主体となって、地域住民や地元事業者との話し合いの下、それぞれの役割分担を明確にしながら、生活サービスの提供などの地域課題の解決に向けた取組を持続的に行う集落ネットワーク圏の中心的な組織など）
対象・要件	<p>(1) 対象地域 過疎地域をはじめとした条件不利地域</p> <p>(2) 対象事業 集落ネットワーク圏において、地域運営組織等が活性化プランに基づき取り組む事業</p> <p style="text-align: center;">過疎交付金の対象は、活性化プランに基づく取組</p>
補助内容	1 事業当たり 2,000 万円以内
所管	(国) 総務省 自治行政局 過疎対策室 (道) 総合政策部 地域振興局 地域政策課
備考	

No. 3 - 6	「小さな拠点」を核とした「ふるさと集落生活圏」形成推進事業
事業の目的	人口減少や高齢化が先行・加速する地方の条件不利地域において、公益サービス、生活サービス、地域活動等の維持確保を図るため、必要となる既存の施設を活用した施設整備等に所要の補助を行い、「小さな拠点」の形成を推進することで、地方における集落の活性化に資する。
実施主体	過疎、山村、半島、離島、豪雪の各法指定地域を含む市町村またはNPO等
対象・要件	<p>■事業概要</p> <p>(1) 地域住民に対する様々な公共サービス・生活サービス機能を維持するため、既存施設を活用し、既存公共施設の再編・集約を行い、ワンストップサービスの実現やサービスコストの低減を図る事業</p> <p>(2) 地域住民の利用に資する複数の機能の再編・集約が必要</p>
補助内容	市町村等 補助率 1/2 以内、NPO法人等 補助率 1/3 以内（間接補助）
所管	(国) 国土交通省 国土政策局 地方振興課 (道) 総合政策部 地域振興局 地域政策課
備考	

No.3-7	バス運行対策・利用促進費（地域間幹線系統確保維持事業費、生活交通路線維持対策事業費）など
事業の目的	地域住民にとって必要不可欠な生活交通を確保するため、乗合バス事業及び廃止代替バス事業の路線維持（運行）費等に対し、国及び市町村と協調して補助を行う。 ※「生活交通」：地域住民の日常生活に必要な不可欠な輸送サービスであって、他に代替できる交通機関がないもの
実施主体	一般乗合旅客自動車運送事業者、地域公共交通活性化再生法に基づく協議会等
対象・要件	(1) 地域間幹線系統確保維持費補助金（国庫補助） 広域的・幹線的路線（系統）は、原則、国と道で維持 (2) 広域生活路線維持費補助金（道単補助） ① 複数市町村にまたがる路線のうち、一定の基準に該当する準広域的な路線は、道と市町村で維持 ② 1市町村のみの路線であっても、一定の基準に該当する準広域的な路線は、財政力（過疎地か否か）を勘案し、道と市町村で維持 (3) 市町村生活バス路線運行費補助金（道単補助） 民間バス事業者が廃止した後、当該事業者に代わって市町村が自ら運行するバス路線のうち、一定の基準に該当する準広域的な路線に対し、必要経費の一部を道が支援 (4) 地域内フィーダー系統確保維持費補助金（国庫補助） 広域的・幹線的路線等と密接な地域内のフィーダー路線（地域間幹線系統、鉄軌道駅、海港及び空港と接続）のうち、過疎地域等の移動の確保に資する一定の要件を満たす路線は、原則、国と市町村等で維持
補助内容	(1) 地域間幹線系統確保維持費補助金：国 1/2、道 1/2 (2) 広域生活路線維持費補助金 ① 複数市町村路線及び一市町村路線（過疎市町村）：道 1/2、市町村 1/2 ② 一市町村路線（その他市町村）：道 1/3、市町村 2/3 (3) 市町村生活バス路線運行費補助金：道 1/10、市町村 9/10 (4) 地域内フィーダー系統確保維持費補助金：国 1/2、市町村等 1/2
所管	(国) 国土交通省 総合政策局 公共交通政策部 交通支援課 (道) 総合政策部 交通政策局 交通企画課
備考	

4 相談等支援

No. 4 - 1	国土交通省 PPP サポーター制度
事業の目的	地方公共団体における主体的な PPP/PFI の推進を図るため、これまで PPP/PFI 事業において成果をあげてきた実務者を「国土交通省 PPP サポーター」に任命することにより、サポーターの知見、ノウハウの活用を図る。
実施主体	地方公共団体
相談内容	<p>(1) メールサポート</p> <p>所定の質問票を作成し、国土交通省又はサポーターにメールにて送付。国土交通省又はサポーターから回答を送付。</p> <pre> graph LR A[地方公共団体] -- ① 質問 --> B[国土交通省] B -- ② 依頼 --> C[サポーター] C -- ③ 回答 --> B B -- ④ 回答 --> A </pre> <p>(2) 派遣サポート</p> <p>所定の依頼票を作成し、国土交通省又はサポーターにメールにて送付。調整後、サポーターが地方公共団体に訪問し、個別相談や講演等を実施。</p> <pre> graph LR A[地方公共団体] -- ① 依頼 --> B[国土交通省] B -- ② 調整 --> C[サポーター] C -- ③ 派遣 --> A </pre>
相談者負担等	交通費等については依頼者負担
所管	(国) 国土交通省 総合政策局 官民連携政策課 (道) -
備考	

No. 4 - 2	バイオマス利活用エキスパート・アドバイザー派遣事業
事業の目的	バイオマスの利活用において、導入段階に至っていない取組や構想を有する市町村に対して、導入に向けた技術的・専門的な指導・助言などを行うことにより、バイオマスの利活用の促進を図る。
実施主体	バイオマスの利活用において、導入段階に至っていない取組や構想を有する市町村 (民間事業者の取組も市町村を通じて支援)
相談内容	<p>バイオマスアドバイザーを市町村に派遣し、具体的な計画策定や課題解決に向けた助言等を行う。アドバイザーは、派遣の要請に応じて、次の業務を行う。</p> <p>(1) 畜産系バイオマスの利活用などに係る課題に対する指導・助言</p> <p>(2) 木質バイオマスの利活用などに係る課題に対する指導・助言</p> <p>(3) その他バイオマスの利活用に係る課題に対する指導・助言</p>
相談者負担等	負担等なし
所管	(国) 経済産業省 ※電源立地地域対策交付金 (道) 環境生活部 環境局 気候変動対策課
備考	

No. 4 - 3	地熱・温泉熱アドバイザー派遣事業
事業の目的	地熱や温泉熱水の利活用に関心のある市町村等に対し、専門家をアドバイザーとして派遣し、地熱・温泉熱の利活用に関する基本的な知識の提供や、技術的・専門的な指導、助言等を行う。
実施主体	市町村、温泉事業者、地熱・温泉熱を地域振興に活用しようとする団体
相談内容	地熱や温泉熱水の利活用に関する基本的な知識の提供や、技術的・専門的な指導、助言等。 ■活用方法の例 ①地域や職場における勉強会 ②地熱・温泉熱のポテンシャルや活用方法に関する相談・検討 ③既に地熱・温泉熱を活用している施設等における課題への助言
相談者負担等	負担等なし
所管	(国) - (道) 経済部 産業振興局 環境・エネルギー室
備考	

No. 4 - 4	エネルギー地産地消スタートアップ支援事業
事業の目的	エネルギーの地産地消の専門家である「地域新エネルギー導入コーディネーター」を希望する市町村等に派遣し、事業の掘り起こしや事業・収支計画の策定時の助言を行う。
実施主体	市町村
相談内容	事業の掘り起こし、市町村等のエネルギー地産地消に向けた事業・収支計画策定等を支援
相談者負担等	負担等なし
所管	(国) - (道) 経済部 産業振興局 環境・エネルギー室 (民間事業者へ委託)
備考	

No. 4 - 5	地域新エネルギー導入アドバイザー制度
事業の目的	地域における新エネルギー導入を促進するため、現在、事業を行っている水力発電や工業用水道のノウハウを生かしながら、導入のための技術・経営についてアドバイスをを行い、支援する。
実施主体	道内の市町村・公共性を有する団体
相談内容	地域の新エネルギー導入支援(水力発電等)に関する技術・経営に関するアドバイスを行う
相談者負担等	負担等なし
所管	(国) - (道) 企業局 発電課
備考	

No.4-6	外部専門家（地域力創造アドバイザー）制度（地域人材ネット）
事業の目的	地域独自の魅力や価値の向上の取組を支援する民間専門家や先進市町村で活躍している職員（課）を登録し、地域力創造アドバイザーとして必要な市町村に派遣する。
実施主体	定住自立圏を実施する市町村、条件不利地域を有する市町村
相談内容	<p>■取組内容の分類</p> <p>地域経営改革、地場産品発掘・ブランド化、少子化対策、企業立地促進、定住促進、観光振興・交流、まちなか再生、若者自立支援、安心・安全なまちづくり、環境保全</p>
相談者負担等	<p>地域力創造アドバイザーを年度内に延べ10日以上又は5回以上（※1）招へいして、地域独自の魅力や価値を向上させる取組を実施した場合に、市町村に対して特別交付税措置による負担軽減</p> <p>（※1 日帰りの場合は1回あたり6時間以上を確保すること）</p> <p>1市町村当たり、以下に示す額を上限額として、3年間</p> <p>（1市町村につき1回に限る）</p> <p>(1)民間専門家等活用（5,600千円／年）</p> <p>(2)先進自治体職員（組織）活用（2,400千円／年）</p>
所管	<p>（国）総務省地域力創造グループ地域自立応援課</p> <p>（道）総合政策部 地域振興局 地域政策課</p>
備考	

北の住まいるタウン実践ガイドブック

別冊 支援事業リスト

～誰もが安心して心豊かに住み続けられるまち・地域～

発行日 平成30年3月

発行 北海道建設部まちづくり局都市計画課
新幹線・都市政策グループ

<住所> 札幌市中央区北3条西6丁目

<電話> 011-204-5284